主 文 本件控訴を棄却する。 理 中

被告人の控訴趣意は末尾に添えた書面記載のとおりである。 同控訴趣意について、

案ずるに昭和二十四年五月二十六日法律第百七号道路交通取締法の一部を改正す る法律による改正前の同法第九条第一項に、自動車は公安委員会の運転免許をうけ 且つ運転免許証を携帯しているものでなければ、これを運転してはならないとの規 定は交通取締官が何時如何なる場所において運転中の自動車の検問をなし運転免許 証の呈示を求めてもその運転者をしてその場で直ちにこれを呈示させて、その自動 車の運転が公安委員会の運転免許をうけた正規の自動車運転者による自動車の運転 であることを確認することができるようにして、無免許者による危険な運転を防止 し、以て自動車交通の安全を期図する道路交通取締の必要に基く趣旨に出でたも〈要 旨〉のであるから、同条項に、携帯とは、自己の身につけていると、車内に置いているとを問わず、直ちに呈示し</要旨>得る状態における所在の認識ある所持をいい、 たとい、客観的には呈示可能な状態であったとしても、運転者が運転免許証の所在 を認識していなかつたために、直ちにこれを呈示することができなかつた場合には、右にいわゆる携帯に当らないものと解するのを相当とする。今原判決の挙示している証拠によると、被告人は判示日時、貨物自動車の運転中、福岡市 a 町交叉点 附近において検問をうけ巡査から運転免許証の呈示を求められた際、身の廻りを探 したが、その所在が分らなかつたために、これを呈示することができなかつた事実 が認められるので被告人は運転免許証の所在の点検もせず確認しないまま運転を開 始し、自動車を運転していたものという外ないのであるから、たとい所論のように たまたま同乗していた助手の上衣のポケット内にあつたことが後刻判明したとして も、前段説明したところにより被告人は運転免許証を携帯しないで自動車を運転し ていたものといわねばならぬ。

すると、原判決が証拠によつて被告人は公安委員会の運転免許証を有するものであるが、たまたまこれを携帯しないで判示日時福岡市から香椎町方面に向け普通貨物自動車を運転したものであるとの事実を判示して、判示法条を適用処断したのは正当であつて、原判決には所論のように事実の誤認若しくば法令の適用を誤つた違法の点なく論旨は理由がない。

よつて、刑事訴訟法第三百九十六条に従い、本件控訴を棄却すべきものとし、主 文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 白石龜 裁判官 藤井亮 裁判官 大曲壯次郎)